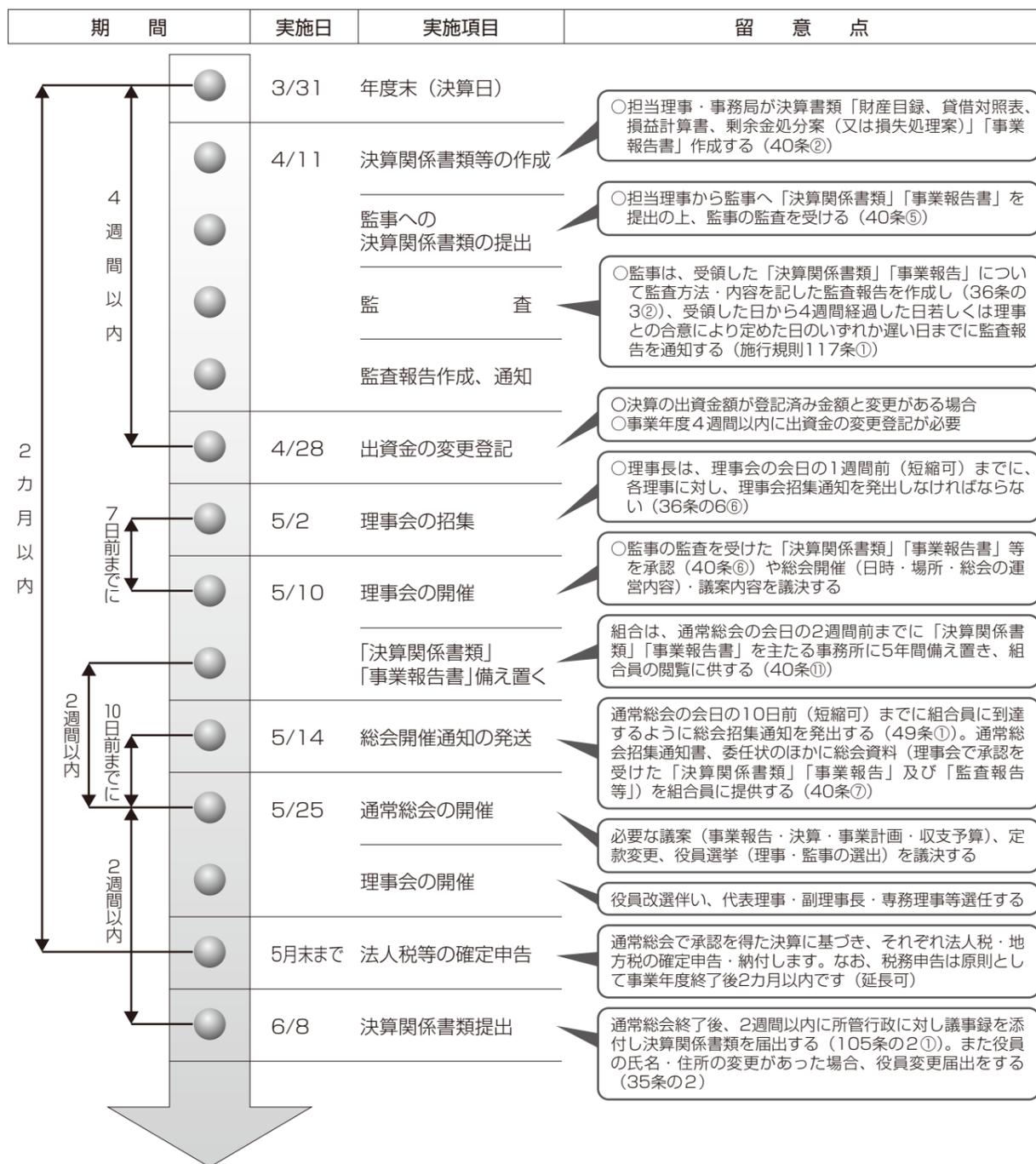


組合決算期の事務手続きについて

年度末を迎え、組合では帳簿の締切や決算諸表の作成準備及び年度更新事務スケジュールが集中する時期がやってきました。年度末を迎える組合において決算期の事務手続き手順をご確認ください。

組合決算期の事務手続きの流れ

決算期を3月31日、理事会を5月10日、通常総会を5月25日と仮定した場合



※所管行政庁への決算書提出をお忘れなく!

事業協同組合等の決算期の諸手続一覧

事業年度末が基準	◎出資金の変更登記を… 主たる事務所では4週間以内に 従たる事務所では5週間以内に	1 申請書 3 委任状	2 監事の証明書
	◎法人税、消費税、地方税の確定申告を……2カ月以内に	1 申告書 3 損益計算書	2 貸借対照表 4 損(益)金処理(処分)案
通常総会の日が基準	◎行政庁への決算関係書類の提出……総会決議後2週間以内に (注)通常総会は毎事業年度終了後、定款に定める期間内に必ず開催すること	1 届出書 3 財産目録 5 損益計算書 6 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面 7 通常総会議事録	2 事業報告書 4 貸借対照表
定款変更	◎行政庁への定款変更の認可申請…総会決議後すみやかに 名称、地区、公告方法、事業の変更、組合員の資格、出資の払込の方法、出資1口の金額、役員の数、役員の任期、その他定款中の条文を変更したとき ※下線は登記事項	1 申請書2通 2 定款変更理由書2通 3 定款変更箇所を記載した書面2通 4 総会議事録2通 (注)事業変更の場合は変更後の事業計画書・同収支予算書を添付する。	
	◎定款変更登記… 主たる事務所では認可書の到着後2週間以内に 従たる事務所では認可書の到着後3週間以内に 名称、地区、公告の方法、事業、出資の払込の方法、出資1口の金額	1 申請書 2 定款変更認可書 3 総会議事録 4 委任状	
役員変更	◎行政庁へ役員変更届出書の提出……就任後2週間以内に ※但し、前役員と全て同じであれば、行政庁への届出は不要です。	1 届出書 2 変更した事項を記載した書面 3 変更理由書 4 理事会議事録	
	◎役員の変更登記… 主たる事務所では就任後2週間以内に 従たる事務所では就任後3週間以内に (注)同一人物が再選(重任)された場合でも、定款記載の任期毎に必ず登記すること	1 申請書 3 総会議事録 5 就任承諾書 7 委任状	2 定款 4 理事会議事録 6 辞任届
事務所の移転	◎事務所移転の登記……移転後2週間以内に	1 申請書 2 総会議事録 3 定款変更の認可書 4 理事会議事録 5 委任状	定款変更があった場合のみ

※毎年行う決算関係書類の提出や任期毎に行う役員変更の届出等を3年間怠った場合、行政庁による「解散命令」の対象となりますので、くれぐれも注意が必要です。

※これらの手続きや書式など、詳しいことは兵庫県中央会(TEL078-331-2045)にご照会下さい。

信用保証のご案内



信用保証をご利用いただきますと、次のようなメリットがあります。

原則として、第三者保証人が不要

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

新たに事業を開始される方もご利用いただけます

創業者向けの保証制度も取扱っていますので、これから事業を開始される方もご利用いただけます。

詳しくはこちら

兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

http://www.hosyokukai-hyogo.or.jp
〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1
TEL 078-393-3900 (代表)